



2023年1月24日

認知症関係当事者・支援者連絡会議／日本医療政策機構（HGPI） 認知症基本法（仮称）への提言 「認知症の本人・家族の参画を支える認知症基本法へ」

認知症基本法（仮称）の成立に向けた議論がいよいよ本格化しており、その成立に私たちは大きな期待を寄せております。一方、これまでの議論の経過を拝見しておりますと、真の「認知症共生社会」の実現に向けて、より一層強化すべき点もあるかと考えております。法律の成立によって、認知症の本人・家族の社会への参画がより一層進展するよう、特に下記3点を認知症基本法（仮称）に盛り込んでいただけるよう提言致しました。

1. 国における「認知症施策推進協議会」（仮称）の設置と当事者委員の参画の明記を

認知症施策の推進における、認知症の人や家族の参画推進を実現するため、基本計画策定時に一時的に「意見聴取」をするのではなく、認知症の人や家族の代表者が参画する会議体を設置し、計画策定時に限らず、施策の進捗確認やフォローアップにも継続的に関与できるようにすることが重要である。

2. 都道府県／市町村の計画策定時には、認知症の人及び家族等の参画の義務化を

認知症基本法が成立することで、都道府県／市町村においても行政計画の策定が進展することが想定される。計画策定自体は、自治体の自主性に委ねるべきであるが、策定する場合には、認知症の人及び家族が必ず参画するように求めることが、地域における当事者参画の推進と効果的な計画策定のために重要である。

3. 研究開発における「患者市民の参画推進（PPI）」の明記を

日本発の認知症領域でのイノベーション促進には、認知症の本人や家族、さらには市民社会のニーズを踏まえた研究開発が不可欠である。近年、医学研究では「患者市民参画（PPI：Patient and Public Involvement）」は盛んになっており、日本でもAMEDがPPIの推進を目指している。認知症領域でも、研究開発をリードしている欧米ではこうした動きが盛んである。大学や研究機関・企業などの研究者と、認知症の人や家族をはじめとした市民社会が相互理解を深め、当事者視点に基づくイノベーションを生み出すために、研究開発における患者市民の参画推進が重要である。